

## 多治見市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程案概要

### 1 制定趣旨

多治見市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする（第1条関係）。

### 2 主な内容

#### (1) 報告

条例の規定による報告書及び訂正届の様式を定めるものとする（第2条関係）。

#### (2) 報告の一覧の訂正

議長は、条例の規定による報告の一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならないこととする（第3条関係）。

#### (3) 報告等の閲覧

ア 条例の規定による報告書の閲覧は、報告期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができることとする（第4条関係）。

イ 条例の規定による訂正届の閲覧の開始時期を定めることとする（第4条関係）。

ウ 報告書等の閲覧時間と場所を定めることとする（第4条関係）。

エ 閲覧に係る禁止事項を定めることとする（第4条関係）。

#### (4) 報告書等の写しの交付等

ア 条例の規定による報告書等の写しの交付請求の申込書の様式を定めるものとする（第5条関係）。

イ アの交付請求に係る費用は、多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）の規定の例により当該請求者が負担することとする（第5条関係）。

### 3 施行期日

公布の日